

平成 23 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社エフピコ
代表者名 代表取締役社長 佐藤 守正
(コード：7947、東証・大証第一部)
問合せ先 常務取締役 池上 功
(TEL. 03-5325-7756)

自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 1 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定及び会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利を指します。

1. 買付け等の目的

当社は、かねてより、当社の複数の株主からのご要請もあり、資本政策の一環として自己株式の取得を検討して参りましたが、その結果、自己株式の取得が、株主還元充実及び資本効率の向上、並びに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能にすることに繋がるものと判断いたしました。なお、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成23年2月1日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び会社法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に定める発行者による上場株券等の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

なお、当社は、当社普通株式の売却を希望する当社の複数の株主（平成23年1月31日現在の所有株式数の合計は310,600株で、発行済株式総数の1.40%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。以下「本株主ら」といいます。）から、本公開買付けに対して、その保有する当社普通株式を応募する旨の意向があることを平成23年2月1日に確認しております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	700,100 株	3,029,332,700 円

(注1) 発行済株式総数 22,142,106 株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 3.16%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注3) 取得する期間 平成 23 年 2 月 2 日から平成 23 年 4 月 28 日まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

- ① 取締役会決議日
平成23年2月1日（火曜日）
- ② 買付け等の期間
平成23年2月2日（水曜日）から平成23年3月2日（水曜日）まで（20営業日）
- ③ 公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名
平成23年2月2日（水曜日）
電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。
（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）
- ④ 公開買付届出書提出日
平成23年2月2日（水曜日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、4,327円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際して、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。そして、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日の市場価格だけではなく、一定期間の株価変動も考慮することが適当であるとの考えから、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日までの過去1ヶ月間（平成23年1月4日から平成23年1月31日）の大阪証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,703円（小数点以下を四捨五入）を本公開買付けの算定の基礎とすることが妥当であるとの結論にいたりました。

また、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付け事例のうち、ディスカウントで行われた事例におけるディスカウント率等も踏まえ、8%と設定いたしました。また、かかるディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について本株主に打診したところ、応募を前向きに検討するとの回答を得ました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成23年2月1日開催の取締役会において、当該取締役会開催日の前営業日までの過去1ヶ月間（平成23年1月4日から平成23年1月31日）の大阪証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,703円（小数点以下を四捨五入）を8%ディスカウントした額に相当する4,327円（小数点以下を四捨五入）を買付価格とすることを決定いたしました。なお、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの実施を決議した平成23年2月1日の取締役会開催日の前営業日（平成23年1月31日）の大阪証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値4,885円に対して11.42%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額となり、平成23年1

月31日までの過去1ヶ月間の大阪証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均4,703円（小数点以下を四捨五入）に対して8.00%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額となり、平成23年1月31日までの過去3ヶ月間の大阪証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均4,546円（小数点以下を四捨五入）に対して4.82%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額となり、また、平成23年1月31日までの過去6ヶ月間の大阪証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均4,564円（小数点以下を四捨五入）に対して5.19%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、かねてより、当社の複数の株主からのご要請もあり、資本政策の一環として自己株式の取得を検討して参りましたが、その結果、自己株式の取得が、株主還元充実及び資本効率の向上、並びに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能にすることに繋がるものと判断いたしました。なお、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

また、買付価格の決定に際して、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視するべきであると考え、そのうえで、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウントで行われた事例におけるディスカウント率等も踏まえ、8%と設定いたしました。また、かかるディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について本株主に打診したところ、応募を前向きに検討するとの回答を得ました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成23年2月1日開催の取締役会において、当該取締役会開催日の前営業日までの1ヶ月間（平成23年1月4日から平成23年1月31日）の大阪証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,703円（小数点以下を四捨五入）を8%ディスカウントした額に相当する4,327円（小数点以下を四捨五入）を買付価格とすることを決定いたしました。

なお、当社は、本株主ら（平成23年1月31日現在の所有株式数の合計は310,600株で、発行済株式総数の1.40%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。）から、かかる買付価格の下で、本公開買付けに対して、その保有する当社普通株式を応募する旨の意向があることを平成23年2月1日に確認しております。

（4）買付予定の株券等の数

株券の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	700,000株	—	700,000株

（注1）発行済株式総数に対する割合 3.16%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注2）応募株券等の総数が買付予定数（700,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（700,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。

(5) 買付け等に要する資金

3,053,900,000 円

(注) 買付代金 (3,028,900,000 円)、買付手数料、並びにその他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他の必要書類の印刷費用等の諸費用についての見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年3月29日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額

(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

イ. 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合

i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%(所得税7%、住民税3%)の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20%(所得税のみ)となります。

ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記iの部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

(ロ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

ロ. 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされ

た部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成23年3月2日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成23年3月28日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

（7）その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

（ご参考） 平成22年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く。）	21,150,556株
自己株式数	991,550株

以 上